

第2回美里町総合教育会議会議録

日 時 令和6年12月26日（木曜日）午後1時27分開議

場 所 南郷庁舎 202会議室

会議構成員

町 長	相 澤 清 一
教 育 委 員 会 教 育 長	大 友 義 孝
教育委員会教育長職務代理者	留 守 広 之
教 育 委 員 会 委 員	佐 藤 キ ヨ
教 育 委 員 会 委 員	大 森 真智子
教 育 委 員 会 委 員	佐々木 忠 夫

美里町総合教育会議事務局

総 務 課 長	佐 野 仁
総務課秘書室主事	今 野 宗 睦

意見聴取者

教 育 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 功太郎
教育委員会教育総務課長	齋 藤 寿
子 ど も 家 庭 課 長	齊 藤 眞
子ども家庭課子育て支援係長	伊 藤 智 昭

会議傍聴者 0人（公開）

議事日程

第1 開 会

第2 挨 拶

第3 協 議

第3期美里町子ども・子育て支援事業計画（案）の策定について

第4 その他

第5 閉 会

午後 1 時 2 7 分 開会

日程第 1 開 会

○総務課長（佐野仁） 皆さん、お疲れさまでございます。

定刻よりちょっと早いんですけれども、皆さんおそろいの方ですので、始めさせていただきますと思います。

ただいまより令和 6 年度第 2 回美里町総合教育会議を開催させていただきます。

日程第 2 挨拶

○総務課長（佐野仁） 初めに、相澤町長より御挨拶申し上げます。

○町長（相澤清一） 御苦労さまでございます。

今日は、第 2 回の美里町総合教育会議ということで、年末にかかわらず御出席を賜りまして感謝を申し上げます。

非常にインフルエンザもはやっております、私もこのようなかすれ声なんですけれども、大分よくなってまいりました。

本当に今年も残り少なくなりました。1 年間を通してみますと、教育行政に関しては、着実に前に進んでいるのかなと思っています。中学校も来年 4 月開校ということで、準備万端整ったのかなとそういうふうな思いをいたしております。

小牛田中学校は、昨日、閉校式があったようですけれども、名残惜しいというところもあるのかなと思っております。

常日頃から大友教育長はじめ教育委員さんの皆さんからは、町の教育行政全般にわたりまして、いろいろと御指導、御理解をいただいていることに改めて感謝を申し上げるところでございます。そのような環境の中でございますけれども、しっかりと我々も子ども・子育ても対応していかなければいけないと思っております。

これまで第 2 期子ども・子育て支援計画を進めてまいりました。順調にきているのかなと、いろいろなニーズにも対応してきたのかなと、そのような思いでこの計画を進めてきたところでございます。

今日は、それに引き続きまして第 3 期計画ということで、第 2 期を踏襲した形の計画策定ということになりますけれども、ぜひ皆様からいろいろな忌憚のない御意見、様々な角度からの御意見などをいただきながら協議をしてみたいと思いますので、よろしく願いを申し上げます。

新年度は、子供たちにとって本当に生き生きとした活気のある年になればと、そのように祈念を申し上げ、挨拶に代えさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○総務課長（佐野仁） 次は、本日の議事録署名人の選出について、事務局のほうからお諮りさせていただきます。

本日の会議における議事録の署名につきましては、佐々木委員と大森委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○総務課長（佐野仁） ありがとうございます。

日程第3 協議事項

○総務課長（佐野仁） 次に、次第の3、協議に入りたいと思います。

ここからの進行につきましては、相澤町長を座長に進行させていただきます。

それでは、町長、お願いいたします。

○町長（相澤清一） それでは、私が暫時進めさせていただきます。

第3期美里町子ども・子育て支援事業計画（案）の策定について、子ども家庭課から説明をお願いします。

○子ども家庭課長（齊藤眞） それでは、子ども家庭課のほうから御説明申し上げます。

着座にて御説明を申し上げます。

それでは、第3期美里町子ども・子育て支援事業計画の内容について御説明いたします。

この子ども・子育て支援事業計画ですが、子ども・子育て支援法第61条の規定により5年間で1期とした計画として市町村が定めなければならない計画とされております。

この規定により美里町においても、平成27年度から令和元年度までを計画期間とした第1期計画、令和2年度から令和6年度までを計画期間とした第2期計画を策定してまいりましたが、今年度、第2期の計画期間が満了を迎えることから令和7年度から令和11年度までを計画期間とする第3期美里町子ども・子育て支援事業計画を策定するものでございます。

計画の内容であります、計画全般にわたり第2期計画の内容を踏襲しながら、計画（案）3ページ、第1節美里町の現状、1、人口と子ども人口の推移から7ページ、8、放課後児童クラブ利用児童数の推移までは、令和元年度から令和5年度の実績値を。11ページ、第2章、1、子ども人口の推計から27ページまでは、令和7年度から11年度までの5年間について実績

を勘案した計画値に変更しております。

そのほかの主な変更点につきましては、事前にお配りした資料の内容のとおりであります。後ほど担当から御説明申し上げます。

町といたしましては、本日の会議で御意見を頂戴し、その結果を1月9日に行われます子ども・子育て支援事業計画策定等委員会で審議いたしまして、1月20日から行われますパブリックコメントを実施したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、変更点につきまして、子ども家庭課子育て支援係長伊藤から御説明を申し上げます。

○子ども家庭課子育て支援係長（伊藤智昭） 子ども家庭課伊藤と申します。

本日は、お時間をいただき、ありがとうございます。

それでは、今、策定に向けて調整を進めております第3期美里町子ども・子育て支援事業計画の内容のうち教育委員会部局に関連いたします部分を中心にかいつまんで御説明させていただきます。

着座にて御説明させていただきます。

事前に配付させていただいておりました第3期美里町子ども・子育て支援事業計画（案）及び第3期美里町子ども・子育て支援事業計画の変更点についてを御覧ください。

初めに、A3版の変更点の1ページ目、中段に記載してある事項について御説明いたします。

米印の部分ですね、第2期計画では、のところでございます。第2期計画策定の際には、子供及び保護者に対し、ニーズ調査を実施しておりました。第2期計画の第1章第2節には、その調査の結果を記載しておりましたが、第3期計画策定に当たりましては、量の見込みに関しては、ニーズ調査ほか各事業の実績等をもとに各市町村の実情に応じて対応することも可能であるとされたため、第3期計画につきましては、これまでの実績値をもとに作成いたしました。そのため、ニーズ調査の結果の項目がなくなり、第2節の2としていた項目を第1節の10としたものでございます。

続きまして、A3版変更点の2枚目を御覧ください。

計画案では、15ページ、16ページとなります。

（3）各事業の推進の方向性についてでございます。こちらの幼稚園の今後の方向性につきまして、認定こども園のほか、子ども人口の認定こども園化のほか、子ども人口の減少を踏まえ、統合に関する検討について触れております。

続きまして、変更点の4枚目の下の部分になります。

計画案では、31ページからの第4章目になります。

1枚、変更点をめくっていただきまして、こちらの第3節の2、学校教育の推進になります。学校教育の推進につきましては、少人数学級の編制、地域教育を得て行う総合学習、保・幼、小、中の連携及び高校、大学と共同実施する交流活動について記載させていただいております。

次に、計画案の37ページ、3、家庭機能の充実と家庭教育の支援では、家庭の教育力の向上について、また、計画案40ページ、第4節の2、地域に開かれた学校づくりの支援では、学校教育における志教育や体験学習に地域の人材の活用を促進するための考察としてコミュニティ・スクールの導入を新たに加えております。

次に、計画案の42ページ、第5章計画の推進に向けてでは、家庭や幼稚園、保育施設、学校、地域等のそれぞれの役割について記載しております。

以上、教育委員会部局に関わる項目につきまして、簡単ではございますが、説明させていただきました。

今後のスケジュールにつきましては、先ほど子ども家庭課長からお話しさせていただきましたとおり、本日御審議いただいた内容をもとに計画案を修正しまして、来年1月9日に予定しております美里町子ども・子育て支援事業計画策定等委員会で審議した上、計画案を確定し、1月20日から2月18日までの30日間、パブリックコメントを実施いたします。その後、3月に再度、策定委員会を開催し、計画を確定、答申いたします。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○町長（相澤清一） 以上ですね。ただいま説明をいただきました。何か皆さんから御意見伺えればと思います。何かございませんか。気づいたことがありましたら、お願いしたいと思います。ございませんか、何でも結構です。教育長。

○教育長（大友義孝） 第3期の支援計画ということで、本当に作成お疲れさまでございます。

その中で、教育委員会に関わる部分ということだったので、町長部局と連携しながら進めていかなくてはならない大きな案件だということで、今日の総合教育会議だというふうに認識しています。

その中で、1つずつお話ししたいと思ったんですけれども、具体的な文言については、子ども家庭課のほうに直接いろいろお話ししたいと思っているんですけれども、そういう形でもよろしいですね。（「いいです」の声あり）

では、大きい点だけお話をさせていただきますと、まず、計画の期間なんですけれども、前から感じていたんですけれども、町の総合計画・総合戦略があります。それと1年ずれている

んですね。2 ページの計画期間なんですけれども、第 3 期というのは、令和 7 年度からスタートしていきたいということなんです、町の総合計画・総合戦略は、令和 7 年度までが第 2 次なんです。それで、こっちが先行するということになってしまうんですが、これから策定していく総合計画のほうとの関連性という部分は、十分調整がとれているのか、これからつくるわけなので、そこが気になったんですね。たしかに法律には、5 年を 1 期とするということだったので、年次を定めているわけではないから、あわせてもよかったのではないのかなと。つまり、第 2 期の子ども・子育て計画を 1 年延ばすわけにはいかないのかなと逆に思ったりして、そうすると、総合計画・総合戦略と全てがマッチしてくるような感じにも見受けられたので、その辺のところ何か理由があつてずらしたのか分からなかったもので、教えていただきたいという点がまず第 1 点。

2 点目は、前回パブリックコメントもされているようだったのですが、パブリックコメントの結果で何か住民の皆さんからいただいた意見というのがあったのかどうか。そこをちょっと知りたいと思いましたので、その大きな 2 点の部分ですね。もし、分かる範囲内で教えていただければと思いました。

○町長（相澤清一） ありがとうございます。

では、最初の点について事務局からどのような考えか。もし、1 年ずらして第 3 期総合計画・総合戦略の期間とあわせることが可能なのか。考え方として。

○子ども家庭課長（齊藤眞） こちらの子ども・子育て支援事業計画ですが、こちらの子ども・子育て支援法と次世代育成支援対策推進法で定められています。そちら法で定められた 5 年間で 1 期としたというところになりますが、この期間というのが全国一律で定められているものとなっておりますので、こちらの時期的にずらせないのかというお話ですが、こちらはずらせていない状況でございます。というのは、ほかの自治体等も総合計画があるかと思いますが、それとはまた連動はしておりますが、時期的には、5 年を 1 期とした美里町と同じような年度で始めているというところが実情でございます。

もう 1 点、前回のパブリックコメントということでお話ありましたが、前回のパブリックコメントで意見というものもありましたが、中身を変えるぐらいの修正するような意見等は出ておりません。ですので、一度パブリックコメントに附したものがそのまま計画になったというところでございます。

○町長（相澤清一） 分かりました。教育長、その点についてよろしいですか。（「分かりました」の声あり）総合計画の中にこの第 3 期の支援計画を一緒に提案しながら、総合計画をつく

っていくという形をとればいいんじゃないのかなと私も思いますけれども、できれば何らかの形であわせてもよろしいと思うけれども、その辺も上のほうに聞いてみて確認して、総合計画がうちらは1年ずれているんだと、それ一緒にできないかという御意見があったと、それはどうなんですかということを上のほうに問い合わせてみながら、いやこのとおりですと言われれば、このとおりに運用しなきゃいけないし、もし変えていいなら。

○子ども家庭課長（齊藤眞） 分かりました。こちらは個別計画としてつくっておりますが、実は、国・県のほうで子ども計画という大きい枠組みでの計画を策定、町ではまだ努力義務なんです、こちらを作成していきなさいというのは上からきております。子ども計画につきましては、子ども家庭課のみならず、ほかの健康福祉課だったりまちづくり推進課だったりというところの部分での計画をつくるということが来年度以降発生してくる可能性がございますので、そちらのほうにこの計画を盛り込んでいくというような中身になってございます。あとは国のほうと確認しながら子ども計画のほうは考えていきたいと考えているところでございます。

○町長（相澤清一） そのようにお願いをします。よろしいですか。（「はい」の声あり）そのほか。

○委員（佐藤キヨ） 感想でもないんですけれども、何日か前に河北新報で日本では3歳児までは親が育てたほうがいいのかという神話じゃないけれども、そういうのがあるけれども、学者が調べたのが3歳まで保育所とかいろいろなところに預けたほうが、例えば運動能力とか社交性じゃないけれども、集団でのいろいろな行動とか、そういう問題点が少なくなるというような結果が出たと書いてあったんですけれども、このまちづくりの案のところに21ページに乳幼児等通園支援事業と書いてあって、こういうのもとてもいいなと思ったんですね。

私、前に幼稚園に行っていない子を受け持ったときがあったんですけれども、順番に並ぶとか全く頭に入っていないので、小学校1年だと、例えば身体検査のときは生まれ順、運動のときとか運動会のときは背の順とかでもうしっちゃかめっちゃかで、並べさせるのにすごく苦労したことがあったんですね。だから、小さいうちから集団のところでいろいろな体験をするというのは、とてもいいことだなと思ってこれ読んでいたんですけれども、もちろん3歳時までお母さんが育てて、愛情深く育てるのもすごく私の場合は3か月か4か月で頼んだので、孫を育てた際にすごく楽しかったのも、それも分かるんですけれども、こういうのをなるべくPRして、それから今のお母さんってネットとか携帯でいろいろ参考にして動くというか、そういうのがあるので、通園制度のいいことをそういうお母さんたちの意見とかも見れるような感じで宣伝したら、なおさら利用して、今、小学校でいろいろな問題行動とか起きていると思うんで

すよね。それが全てこれに関係するわけじゃないけれども、小さいうちからいろいろなところで、いろいろな人と接する、いろいろな子供たちと接するという体験をなるべくさせてほしいので、そういう情報提供、なおさらやってほしいと思いました。

以上です。

○町長（相澤清一） ありがとうございます。

今、現実にもうやって親御さんで子供さんをずっと預かって、幼稚園まで家庭でお母さんとお父さんが保育しているというのは、現実にもそのようなことは結構多いんですか。調べていない、その辺は。

○子ども家庭課子育て支援係長（伊藤智昭） そちらですね、御自宅でのみお子さんを育てている世帯という割合というところにつきましては、年々減ってきております。保育ニーズが高くなっているというところではございますが、まだ一定数、年齢によってやはり違います。ゼロ歳児は育児休暇などを取りまして、多くの方が育児休暇が終わるまで丸1年間、御自宅で保育をされるという方が多いですけれども、育休が終わりましてから、もう仕事に行かなきゃいけないのでということで預けられる方がかなり多くなってきます。必然的に1歳児クラス、2歳児クラスにつきましては、およそ6割から7割程度保育施設などを利用されている家庭であったかと記憶しております。今、現時点で3割程度が主婦世帯と呼べる取扱いしていますけれども、御自宅で保育されている世帯になってくるかと思います。

こちらのこども誰でも通園制度につきましては、御自宅で保育をされている世帯の方がやはり仕事に行っていないというところもありまして、家庭で閉鎖空間での保育になってしまいますので、お子さんもそうですけれども、お母さんについても身動きが取れない状態、ストレスになってしまう状態というところがございます。ですので、そういったお子さんを保育園で一時的に短時間ですけれども預けまして、お母さんはその保育園との育児の相談もできるし、あとは預けて御自分のしたいことを、例えばなかなか美容院に行けないですとか、お買い物に行けない、そういったところを満たすことができる制度になっております。

○町長（相澤清一） では、そういう面では、佐藤委員が心配したということは、しっかりと対応できているということでしょうか。

○子ども家庭課子育て支援係長（伊藤智昭） こちらこども誰でも通園制度につきましては、今、現在、国でも試験的に運用を行っているところでございます。ケースですね、何か所か手挙げ方式でやってもらえるところを、園をピックアップしまして、そこで実施してもらっていると。実証実験の段階でございます。こちらが令和8年度から本格的に実施することということで国

でも打ち出しておりますので、令和7年中に美里町としても制度を整理いたしまして、令和8年度から御希望の方を受け入れられるように調整を進めていきたいと考えております。

○町長（相澤清一） 分かりました。よろしいですか。何かお聞きしたい点。

○委員（佐藤キヨ） それで、利用したお母さんの声を聞いて知らせると、なおさら利用が増えると思うので。

○町長（相澤清一） そういうこともPRして、よろしくお願いします。

ほかにございませんか。留守委員。

○教育長職務代理者（留守広行） この計画案は、ちょっと大きくなりますけれども、国籍関係なく我が美里町においでになった子供さんにすくすくと育っていただきたいというものだと思うので、これからの計画に入る5年間、それ以上になりますと、やはり外国籍の方も縁があっておいでになるんじゃないかと思うんです。少しそのほうもどういう内容で触れたらいいかというのを今申し上げられないんですけれども、その辺は少しこの計画案の中に触れていただいてもいいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○町長（相澤清一） ただいま貴重な御意見をいただいています。年々、本町でも増えていますからね、外国の方々。そうすると、結婚したりして子供さんも出れば、だんだんと多くなります。これは、5年間、多分多くなると思うし、これからも多くなるんだろうと思います。その辺の対応策というか、その辺のところは策定計画の中に入っていないのか、もしないとすれば、どのような考えでこれから進めていくのか。

○子ども家庭課長（齊藤眞） それでは、ただいまの質問にお答えをいたしますが、確かに今グローバル化というところで多国籍の方が日本に来ているというところではあります。こちらといたしましても、そちらのほうは対応していきたいと思っておりますが、何分言葉の壁というところがございまして、極力対応していきたいと思っておりますが、こちらの計画に盛り込むというところになりますと、今の段階では、なかなか答えを導けないかなというような形で、今後、また計画等が進んでいきますので、その際、5年間の中で見直しもございますので、そちらのニーズが出てくるようであれば、盛り込んでいきたいと考えてございます。

○町長（相澤清一） よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、その辺はニーズに対応した考え方で進めていただければありがたいと思います。ほかに御意見ないですか。佐々木委員。

○委員（佐々木忠夫） 確認ですけれども、36ページの子どもの権利尊重・児童虐待の防止のところですが、最初の行のところで子どもの権利や意見が尊重される地域社会を目指しますとい

うことは、現在において子どもの権利とかというものがきちっと尊重されていない状態にある
ということで確認したいんですけれども、よろしいですか。

○町長（相澤清一） その件について。

○子ども家庭課長（齊藤眞） こちらの子どもの権利や意見が尊重される地域社会を目指します
ということですが、こちらにつきましては、今、委員さんがおっしゃったようなことではなく
て、今、現在も当然尊重されているんですけれども、さらにそのまま維持していきましよう
という形での表現というふうに捉えておるんですが、説明がちょっと、していないわけではない
ので。

○委員（佐々木忠夫） 子供も一個の個人として尊重するというふうな社会には、日本には十分
なっていないんじゃないかって私は思っているんですね。子供が逆に保護しなければいけない
ものとか、そういうふうなことによって、結局保護するためには、子供の意見を無視して大
人が子供のためにという言葉を使って、子供の意見を封じていくというふうなのが今のまだ日
本社会では十分ある。その一番大きい例が学校の校則だと言われているんですけれども、そう
いう点からすると、まだまだ子どもの権利が十分に保障されているような社会、今、日本はま
だなっていないんだよという認識が私は必要だと思っているんです。それでいて、今のよう
な認識だとすると、ちょっとそこが甘いのかなというような気がします。

○町長（相澤清一） 佐藤委員。

○委員（佐藤キヨ） 今のことで思い出したんですけれども、前の教育委員会のときに子どもの
権利条約のお話を私したと思うんですけれども、それを孫にその権利条約の書いてある紙を渡
して、すこし説明したら、すごい喜んでほしいと言って持っていったことがあるんです。それ
で、学校で権利条約とかそういうのを渡すとか知らせるとかしているのかなと思って質問とい
うか聞いたんですね。この間の、前々回かな、教育委員会で。学校でもやっているかどうかっ
て聞いたんですけれども、学校でそれを子供が目につく、1年に一遍でも二遍でも目につくこ
とによって安心する子供もいると思うんですね。現にうちの孫がすごく安心したから。だから、
そういうような機会をどこかでもってほしいなと。ここにちゃんとあるなら、なおさら思いま
した。

○町長（相澤清一） どうぞ。

○委員（佐々木忠夫） 子どもの権利条約のことからすると、これ国際条約なので、基本的に言
うと、憲法を除けば国内法より上位の体系であるはずなんですけれども、日本政府がそれを批
准しておきながら、子どもの権利を保障するような施策、法律がやっとできたばかりだとい

う状況というのが、やっぱり今の日本社会を如実に表しているんじゃないのかなと私は思っているんで、そういうことからすると、逆に言うと虐待というのも親が子供は自分の持ち物だという感覚から行われる可能性が非常に高いので、そういうことからすると、まだまだ地域社会の中で子供が一個の人間として尊重されるという社会は十分になっていないんじゃないかなと私は思っています。

○町長（相澤清一）　例えば、この策定計画の説明においてどこかにそのような文言なり考え方を示すことができるのかどうか、そういうふうなことなんだろうと思うので。

○教育長（大友義孝）　そういうふうな文言を入れるということは、さっきの総合計画・総合戦略の中にどうしてもつながっていかなきゃない部分だから、いろいろ気にしたんですよ。1年後付けでスタートする、町の政策部分がね。先行している部分があるから、さてこれからパブリックコメントとか策定委員会の中でいろいろな意見が出されてきたとして、それを盛り込んでいったときに総合計画と合わないなという話にならないようにしなきゃいけないわけですよ。あくまでも計画だから、それを実現していかなきゃないという目標があるわけですから、それがちょっと気になったなということなんですよ。今、佐々木委員がおっしゃるようなお話というのは、すごく基本の部分だと思うのね。想定していたかどうか、なかなか難しかったんじゃないかなと思うんですけども。

○町長（相澤清一）　逆に言えば、前にこの計画がつくられるんだから、後の計画に入れ込みやすい。これは確実にそうなんだから、そういうふうなことも御意見としていただいて、どう組み入れるか分からないけれども、貴重な御意見だったら、組み入れながら総合計画をつくり上げていくと。そのような方法で私はいいのかなと思いますけれども。

○教育長（大友義孝）　いいですか、総合計画・総合戦略プラス美里町教育振興基本計画の大綱にも影響することなんですよ。だから、ちょっと気にしていたんですよ。根幹にかかわる部分が揺れてしまうとつくりにくいなって思っていたので。

○町長（相澤清一）　これらを踏まえて、策定委員会の中でも十分協議しながら、まだ当然直すこともあり得るんだろうから、考えていかなければいけないのかなと思いますので、難しい課題ではあるけれどもね。問題でもあると思うけれども。

○教育長（大友義孝）　今の子育て支援事業計画が正式になってきて整ったということで、うちももう1年かけて総合計画と教育振興計画とか大綱とかつくっていくわけですから、それを見ながら委員の皆さんと協議して意見を出し合ってつくっていくというような形で進めていきたいと思いますので、そういうことで御理解得られればなと思います。

○町長（相澤清一） 今日の御意見を、ですから、総合計画の中にしっかりと反映できるように担当課も交えながらつくり上げていくということをここで確認をしたいと思いますので。その辺、担当課よろしくをお願いします。

よろしいですか。ほかにございませんか。大森委員さん。

○委員（大森真智子） 日々目の前にお子さんがいて、子育てしているお母さんたちにとって、こういった支援事業がたくさんあるということに関してはすごくありがたいし、心強いんじゃないかなというふうに思うんですけども、その発信される方法であったりだとかこういう事業があるよというのを、お母さんたちのあるなということがなかなか日々一生懸命子育てをしているお母さんたちには伝わりづらくて、そういう事業があったんだとか、こういうのあったらいいのになのままとり過ぎていくとかというのものもあるんじゃないのかなというのを日々思っていました。

私も今回、こういうふうになっていくのすごくいいなと思ったんですが、実際、ほかの保護者の方たちもそうなんですけれども、抱える問題ってたくさんうちであって、私もちょっと見ていてこういう子ならどこに当てはまるんだろうとか、こういう子ならどこに相談したらいいんだろうというのがなかなか見えづらい、難しいというのがあったので、支援事業こういうのがありますよというのは発信していくとは思なんですけれども、なんか1つお母さんたちにとって間口がすごく広くて、気軽に相談に行けて、その中でじゃあこういう支援事業がありますよというふうに振っていただけるぐらい気軽な感じで使用できるというか、利用できるものであるといいなというのがあったので、やっぱりさっき佐藤委員が言ったように、それをお母さんたちって今ネットだったりSNSで発信するので、うちの美里町にはこういうのがあって、すごく使ってみたら良かったよというその発信1つのほうが意外と広報に載る1つの何かよりも発信力があったりするので、そういうのをうまく使えるといいなというふうに思ったので。

○町長（相澤清一） ありがとうございます。

ただいまの御意見に対して、手法、これには入っていないのかな。そういう活用方法というか、文言として入っていないかな。

○子ども家庭課子育て支援係長（伊藤智昭） そうですね、そちらにつきましては、ホームページですとか美里町の公式ラインもございます。メッセージアプリでの発信のほかに、今現在、子育てガイドブックというものの作成を行っております。今までそういうのはなかったんですけども、例えば、保育施設の場所、幼稚園、保育所、小学校の場所ですとか、様々な支援に関して、27年度につくって、それ以降更新をしていなかったものだったんですけども、こち

らが町の事業ですとか、そういったものを記載した子育てガイドブックの作成をしています。
予定としましては、令和7年4月にお子さんに配付予定ではございます。今後、2年に1度程度更新をしていくという中で様々な事業を盛り込んで、さらに活用しやすいようにいろいろと自分に合うサービスを選べるようにグレードアップしていきたいと考えておりますので、ここで御紹介させていただきます。

○町長（相澤清一） これは、事業としてはそうだけれども、支援事業計画の中にはそのような文言というかそういうものは入っていないのかな。SNSを通じて、ネットを通じてやるとか。

○子ども家庭課子育て支援係長（伊藤智昭） そちらにつきましては、31ページの第1章現状・課題というところの上から5行目なんですけれども、行政の各部署がそれぞれ個別に情報を提供するのではなく、ホームページやメッセージアプリも活用しながら、総合的に情報を提供できる施策が望ましいとしつつ、その次のページ、32ページの基本施策の1、こちらにつきましては情報提供の充実という内容を記載させていただいております。

○町長（相澤清一） さっきの支援計画には盛り込んでいると、これを実行するかしないかの問題だね。そのようなことでよろしいですか。ほかに御意見ないですか。大分、御意見も出たので、それでは、協議については以上となります。

日程第4 その他

○町長（相澤清一） その他、何か皆さんから御意見ございませんか。お話ししたいこと。
ないようですので、本日の協議事項については以上となります。
進行に戻します。

日程第5 閉会

○総務課長（佐野仁） 慎重なる審議、大変ありがとうございました。
以上をもちまして、本日の会議の一切を終了させていただきます。
皆様、大変お疲れさまでございました。

午後2時13分 閉会

上記会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和 年 月 日
